

金沢市における美しい眺望景観の形成に関する条例に基づく補助金交付要綱

(令和元年8月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、金沢市における美しい眺望景観の形成に関する条例（平成31年条例第4号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定に基づく補助金（以下「眺望景観形成事業費補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業の対象区域等)

第2条 眺望景観形成事業費補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の対象区域は、条例第8条第1項に規定する眺望景観形成区域（条例第7条第1項第4号に規定する見晴らしの眺めに該当する眺望景観を享受することができる地点として市長の指定を受けた眺望点からの眺望景観形成区域を除く。）のうち、近景形成区域内とする。

2 補助事業の種類、対象工事等及び眺望景観形成事業費補助金の額は、別表のとおりとする。

(適用除外)

第3条 市税を滞納している者に対しては、眺望景観形成事業費補助金を交付しない。

2 次に掲げる建築物又はその部分に係る対象工事に対しては、眺望景観形成事業費補助金を交付しない。

(1) 金沢市指定文化財の修理事業等及び選定保存技術の保存事業に関する補助金交付要綱（昭和53年告示第41号）の規定に基づく補助金の交付の対象となった建築物

(2) 金沢市こまちなみ保存条例に基づく補助金交付要綱（平成6年4月1日決裁）の規定に基づく補助金の交付の対象となった建築物のうち、当該交付の対象となった事業により取得し、又は効用の増加した建築物の部分（金沢市補助金交付事務取扱規則（昭和51年規則第38号）第20条第1項ただし書に規定する市長が定める期間（以下「補助金交付制限期間」という。）を経過するまでのものに限る。）

(3) 金沢市伝統的建造物群保存地区保存整備事業費補助金交付要綱（平成13年告示第161号）の規定に基づく補助金の交付の対象となった建築物のうち、当該交付の対象となった事業により取得し、又は効用の増加した建築物の部分（補助金交付制限期間

を経過するまでのものに限る。)

(4) 金澤町家再生活用事業補助金交付要綱（平成22年4月1日決裁）の規定に基づく補助金の交付の対象となった認定金澤町家のうち、当該交付の対象となった事業により取得し、又は効用の増加した認定金澤町家の部分（補助金交付制限期間を経過するまでのものに限る。)

(5) 前各号に定めるもののほか、この要綱の規定に基づく眺望景観形成事業費補助金に類するものであると市長が認める補助金等の交付の対象となった建築物のうち、当該交付の対象となった事業により取得し、又は効用の増加した建築物の部分（補助金交付制限期間を経過するまでのものに限る。)

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、令和元年度分からの眺望景観形成事業費補助金について適用する。

別表（第2条関係）

補助事業の種類	対象工事等	補助金の額
屋根修景事業	眺望点から望見できる屋根（黒の瓦葺きではないものに限る。）を黒の日本瓦葺き（金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例（平成25年条例第1号）第2条第1号に規定する金澤町家で瓦葺きによる改修ができないものにあつては、黒の日本瓦葺きに準ずるものとして市長が認める工法）で改修する工事	対象工事等に要する経費の50パーセントに相当する額以内の額とし、その額は、50万円を超えないものとする。
屋外設備修景事業	眺望点から望見できる屋上、壁面等の既存屋外設備をルーバー、格子等で目隠し修景をし、又は眺望点から望見できない箇所へ移設する工事	

緑化事業	眺望点から望見できる2.5メートル以上の樹木の植栽又は移植	対象工事等に要する経費の70パーセントに相当する額以内の額とし、その額は、30万円を超えないものとする。
------	-------------------------------	--

備考 次に掲げる事業に係る補助金（以下「他要綱補助金」という。）の交付を受けた者又は受けようとする者で、当該年度において、この表に規定する緑化事業に係る補助金（以下「緑化事業補助金」という。）の交付を受けようとする者にあつては、他要綱補助金の額と緑化事業補助金の額の合計額が50万円を超えることができないものとして、緑化事業補助金の額を算定する。

- (1) 金沢市における危険ブロック塀の除却に関する補助金交付要綱（昭和59年告示第27号）に規定する補助金の交付事業
- (2) 金沢市こまちなみ保存条例に基づく補助金交付要綱に規定する外構修景事業
- (3) 金沢市斜面緑地保全条例に基づく補助金交付要綱（平成12年4月1日決裁）に規定する高木緑化事業
- (4) 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例に基づく補助金交付要綱（平成21年10月1日決裁）に規定する景観修景事業
- (5) 犀川及び浅野川における美しい川筋景観の保全に関する条例に基づく補助金交付要綱（平成29年9月1日決裁）に規定する緑化事業